

「フロント企業について」

大阪弁護士会 民暴委員会委員

中村総合法律事務所 弁護士 中村健三

フロント企業という言葉が、よく用いられてきます。フロント企業とは、「暴力団が設立し経営に関与している会社」、あるいは「暴力団と親交のある者が経営して暴力団に資金提供を行うなどして、組織の維持・運営に積極的に協力・関与している企業」を指します。

フロント企業の語源の由来は、英語の「front（隠れ蓑）」であり、昔は「企業舎弟」とも言われました。

もともと暴力団は、みかじめ料等によって資金を調達していましたが、それらを規制する1992年の暴力団対策法の施行以降、回避策として多くのフロント企業が生まれました。しかし、2011年に全国の都道府県で暴力団排除条例が施行されるなどしてフロント企業の活動も厳しく規制されるようになったため、露骨な示威行為はせず、暴力団とは無関係の社員を雇用したり、ダミー業者を介在させたりするなどし、フロント企業の実態や活動は、より巧妙化、不透明化しています。

フロント企業の業種といえば、建設業・貸金業・不動産業・風俗業・飲食業が多かったですが、最近では人材派遣業や産業廃棄物処理業、一見華やかなIT系ベンチャー企業が、実はフロント企業であったということもあります。このようなフロント企業の場合、不動産は地上げ屋、金融なら闇金・事件屋、産廃業は不法投棄、中古車販売であれば盗難車密売など、違法なビジネスに手を染めている可能性が高いです。IT系ですと、出会い系サイトや情報商材詐欺などもありますが、これに限りません。むしろ顔を合わせないでビジネスが成立するIT企業の方が、フロント企業としての活動が容易という側面もあります。

フロント企業は、少しでも付き合うと、一般の企業倫理や取引常識とはかけ離れた言動をするため、トラブルが発生しやすく、また、一旦トラブルが発生すると暴力団の威力を利用するなどします。やはり暴力団本体と同様、一般企業にとっては危険な存在です。取引前や取引後において、ビジネスの相手方が暴力団に関係しないか、常に注意を払う必要があります。

しかし、フロント企業を見分けることは、最近難しくなっています。暴力団の構成員が自ら企業の代表者や役員を務めていることは殆どありません。フロント企業は、商号・本店所在地・

役員名などを頻繁に変更して再利用しているケースがあり、現在事項だけでなく閉鎖登記簿もたどって過去の商号なども探れば手がかりが出てくるケースもあります。

公表情報としては、たとえば福岡県が「暴力団関係事業者に対する指名停止措置等一覧表」として、暴力団関係企業を公表しています。対象企業の名前や役員の名前でインターネットやデータベースなどで検索すること、同業他社や周辺者から情報を入手すること、実地確認によって把握することもできます。

今では、社員が刺青をしたり、最初から粗暴な言動をしたりする企業も殆どないですが、羽振りが良すぎる会社や、社員の言動や身なりに違和感がある会社、極端に団結力のある会社等は気を付けた方が良いでしょう。

取引相手がフロント企業であった場合、あるいはその疑いがある場合にはどうしたらよいでしょうか。原則として、取引をせずに謝絶する必要があります。契約締結前であれば、契約締結自由の原則により、契約を締結しなくても問題がありませんし、その理由も言う必要はありません。

一方、契約締結後にフロント企業であることが発覚した場合、契約書の暴力団排除条項に基づき、警察からの情報提供も得るなどして、契約解除を検討する必要があります。そのためにも、きちんと契約書を締結し、暴力団排除条項を設けておく必要があります。

いずれにしても、特に新規で取引を始める会社に対しては、暴力団関係者が潜んでいるのかもしれない、という意識を常に持つておく必要があります。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載